

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 361 号 / R2. 4. 24 発行

◆新型コロナウイルス感染症緊急経済対策／加茂市独自支援 新型コロナに負けるな 加茂サポート

加茂市では、下記のとおり新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている事業者への支援を行います。

①家賃助成金（賃貸の事業者）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している市内の中小企業者（法人・個人）に建物等の賃貸借契約に基づく賃借料の2カ月分（4・5月分）を助成します。※上限10万円／申込期限7月31日

②上下水道料金相当額の補助（自己店舗所有事業者）

4・5月請求分の上下水道費相当分を補助します。

※上限10万円／申込期限7月31日

①～②とも	●対 象	持続化給付金申請(予定)者
	●申込受付	令和2年5月1日(金)～
	●申込窓口	加茂市商工観光課 (TEL52-0080)

【持続化給付金申請対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

※申請方法等は詳細が分かり次第ご案内いたします。

◆加茂市／雇用調整助成金申請手数料補助

従業員10人以上の事業所も対象になりました。

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼する場合の手数料を補助します。

○雇用調整助成金の申請をお考えの方は当会議所へご相談ください。

※雇用調整助成金の概要→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000604077.pdf>

◆新型コロナウイルス感染経済対策における税制措置

※下記の税制措置は、国会での関係法案の成立後の施行となります。詳細につきましては、手続き等も含め、わかり次第、随時ご連絡いたします。

●法人税、消費税、固定資産税、社会保険料等の納付が猶予

収入が大幅に減少している事業者は、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予されます。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。

【適用要件等】

- ①令和2年2月1日から納期限までの一定期間（1か月以上）において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、1年間納税を猶予。
- ②一時の納税が困難と認められる場合に適用（少なくとも向こう半年間の事業用資金を考慮するなど納税者の状況に配慮）。
- ③担保は不要、延滞税・延滞金は全額免除。
- ④申請書類の提出が困難な場合は口頭説明も可能など、柔軟に運用されます。

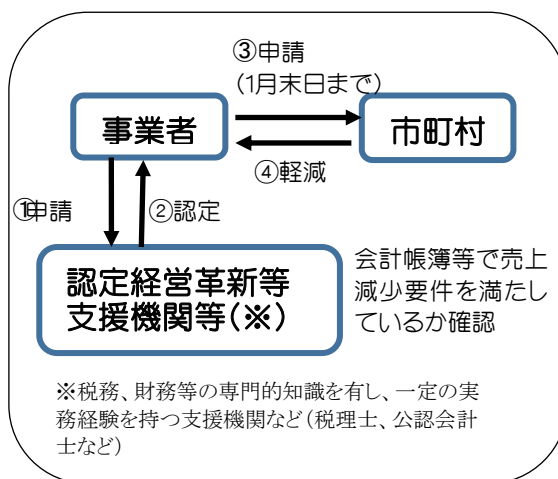
●事業用家屋・償却資産の固定資産税が軽減されます

～既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の減免～

売上が大幅に減少している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税が減免されます（令和3年度課税分）。

- ・令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受け、市町村へ申告した者に適用。
- ・売上減少割合に応じて、以下のとおり軽減。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額



<新規設備投資に対する固定資産税の減免>

現行の中小企業に対する固定資産税の軽減措置（生産性向上特別措置法に基づく特例措置）において、償却資産に加え、事業用家屋と構築物も対象となります

【適用要件等】

- ① 事業用家屋は、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ② 事業用家屋、構築物ともに中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

※固定資産税の軽減割合は、3年間ゼロ～1/2以下（市町村の条例で定める割合）

※生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度まで2年間延長。